⑷　技術力ある中小企業者等であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領第17条第１項第１号、第２号、第３号又は第４号のいずれかに該当する者においては、上記２⑵の等級の格付けにかかわらず入札に参加することができる。
⑸　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年１月８日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。を
⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第15条において準用する同法第10 条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
⑵　国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７ 条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（以下「審査事務取扱要領」という。）により、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。（「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」又は「その他」に登録している者であること）。
⑷　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
⑸　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
⑹　本入札公告の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　調査研究や各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
⑻　調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行うCIO及びその支援スタッフ等の属する又は過去２年間に属していた事業者でないこと。または、CIOがその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が２年に満たない場合に限る。）でないこと。
⑼　単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記⑴から⑻までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。
⑽　プライバシーマーク（Ｐマーク）（JIS Q 15001）の認証を取得していること。
⑾　ISO／IEC27001（JIS Q 27001：ISMS）を取得していること。
⑿　技術力ある中小企業者等であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領第17条第１項第１号、第２号、第３号又は第４号のいずれかに該当する者においては、上記２⑵の等級の格付けにかかわらず入札に参加することができる。
⒀　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年１月８日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。に
訂正します。

入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 29 年 12 月 7 日
支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　中嶋浩一郎
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47
○第 26 号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務の名称　シュワブ（H29）気象海象情報解析調査
⑶　業務内容　本業務は、普天間飛行場代替施設移設事業の実施にあたり、海上工事の安全確保と円滑な遂行を図るため、気象及び海象に関する情報の観測及び解析を行い、海象に関する予測情報の整理を行うものである。
１　気象及び海象情報の観測及び解析
２　大浦湾気象及び海象予測システムの運用
３　大浦湾気象及び海象予測システム改良に関する調査
⑷　履行期限　平成32年３月31日
⑸　本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務である。
⑹　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑺　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（土木）」に係る「A」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　次に示す同種業務について、元請けとして平成19年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。
・同種業務：波浪予測に関する調査及び波浪等海象情報に関する調査の実績（ただし同一契約でなくてもよい。）
なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。
⑹　入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑺　次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。
・配置予定管理技術者　配置予定管理技術者については、次の㋐から㋓に示す条件をすべて満たす者である。
㋐　次の資格のいずれかを有する。
１．技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
２．技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者